

家畜排せつ物の適正な管理のために

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成 16 年 11 月 1 日以降は、家畜排せつ物を施設等で適正に管理することが必要になります。そこで、畜産農家のみなさんが、過大な投資をしなくても施設等を整備いただけるよう、主な施設例をご紹介しますので参考にしてください。

Q1 大容量の屋根付き堆肥舎を作らなければならないのですか？



いいえ、必ずしも立派な堆肥舎は必要ありません。経営規模に合わせ、必要最小限の施設でかまいません。

Q2 処理・保管施設にはどのような種類がありますか？

1 ページのような堆肥舎やシートを利用した保管施設までいろいろなタイプがあります。



Q3 自分で使う堆肥も施設等で管理しなければならないのですか？



自分で利用する場合も、適正に管理する必要があります。ふん尿を保管するだけならば、5～7ページにシートを利用した保管施設があります。

Q4 低コストで処理する方法を教えてください？

8ページのように必要最小限の堆肥化施設で処理後、保管施設で管理する方法があります。



Q5 施設整備には、どのくらいのお金が必要ですか？



8ページに施設の設置費試算表がありますので、飼養頭羽数にあわせて試算してください。

Q6 どこに相談すればよいのですか？

このパンフレットの裏面に相談先を記載してありますのでお気軽にお問い合わせください。

